

# J A M 政策 NEWS

2005年4月1日 第2005-45号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 今日から変わります！

新年度を迎え、私たちの暮らしに係わる制度が変わります。公的年金制度の一部、育児・介護休業法、個人情報保護法などが、今日から施行されます。また、雇用保険料や政府管掌健康保険の介護保険料が引き上げられます。

国会では、衆議院厚生労働委員会で介護保険法改正の審議が本格的に始まります。さらに、国会内に超党派の年金制度改革に関する協議機関が設置される予定になっています。

公 的 年 金 制 度	在職老齢年金の削減規定の見直し	60歳代前半(60歳～65歳未満)の在職者に対する「一律2割支給削減」を廃止
	第3号被保険者納付特例届出	<p>第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者、主に専業主婦)が第3号被保険者の届出を忘れていて、保険料納付済期間に算入されない期間がある人は、特例の届出をすれば保険料納付済期間として扱われる。</p> <p>この機会に第3号被保険者に該当する人は、昭和61年4月以降の公的年金の加入記録を<b>社会保険事務所で確認</b>したほうがいい。確認の結果届出漏れがあった場合は、配偶者の事業主に「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届書」を提出する。</p> <p>また、以前届出忘れに気づき届出をしたが、2年前までの期間しか算入されなかった人は、社会保険業務センターが職権で特例措置の手続きをする。この場合は4月中旬に「特例措置対象通知書」が郵送される。</p> <p style="text-align: center;"><b>社会保険事務所で確認→配偶者の事業主に届出</b></p>
	若年者納付猶予制度	<p>30歳未満の人は、親の所得にかかわらず、本人の前年の給与が122万円以下ならば、国民年金保険料の納付が猶予される。保険料を猶予された期間は10年以内に追納することができる。追納がない場合は老齢基礎年金の受給資格期間(25年)には含まれるが、年金額には反映されない。</p> <p>障害や死亡といった不慮の事故がおきた時に保険料の滞納があると障害年金や遺族年金を受給できない場合があるが、若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は滞納扱いにならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>市区町村役場の国民年金課(係)で申請をする。</b></p>
	学生納付特例の対象となる学校の拡大	<p>各種学校のうちこれまで認められなかった予備校や外国語学校なども、1年課程以上ならば学生納付特例の対象になる。</p> <p style="text-align: center;"><b>市区町村役場の国民年金課(係)で申請をする。</b></p>
	国民年金任意加入特例対象者の拡大	<p>老齢基礎年金の受給資格期間(25年)に満たない場合、65歳～70歳までの間、受給資格を満たすまで被保険者となることができる。その対象者を昭和40年4月1日以前生まれの人までに拡大。</p>
	雇用保険料引き上げ	<p>保険料率が0.7%から0.8%に引き上げ(事業主負担も同率アップ)</p> <p style="text-align: center;"><b>4月支給の賃金から</b></p>
	政府管掌健康保険の介護保険料引き上げ	<p>政府管掌健康保険の介護保険料率が0.625%引き上げ(事業主も同率アップ)</p> <p style="text-align: center;"><b>4月支給の賃金から</b></p>
	改正育児・介護休業法	<p>〔改正内容〕①育児・介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間の延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設</p>
	次世代育成支援対策推進法	<p>従業員301人以上の企業に義務づけた、仕事と子育てを両立させるための「行動計画」の届出開始</p>

